

規 則

高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和3年12月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第72号

高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年高知県規則第120号）の全部を改正する。

（趣旨等）

第1条 この規則は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年高知県条例第65号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定に基づき、情報通信技術活用条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 知事等が所管する手続等を、情報通信技術活用条例第5条から第8条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、法令又は他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

3 知事等が所管する手続等（情報通信技術活用条例第5条から第8条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、法令又は他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用条例及びこの規則の規定の例による。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）知事等 知事若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたもの（以下この号において「知事の補助機関等」という。）及び知事の補助機関等が法律又は条例の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律又は条例に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者（その者が法人である場合におけるその代表者を含む。）をいう。

（2）電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

（3）電子証明書 申請等を行う者又は知事等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電

磁的記録をいう。

- 2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、情報通信技術活用条例において使用する用語の例による。

(電子情報処理組織による申請等の手続)

第3条 情報通信技術活用条例第5条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、知事が別に定めるところにより、次に掲げる事項を次条第1項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。

(1) 申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項

(2) 申請等を書面等により行うときに添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項(前号に掲げる事項を除く。)

- 2 前項に規定する入力は、知事等の使用に係る電子計算機と通信する機能及び知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能を備えた電子計算機を使用して行わなければならない。

- 3 知事が別に定めるところにより電子署名を行うこととされている申請等を行う者は、第1項の規定により入力しなければならない事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、知事が定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書

(3) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。)の規定に基づき同条第5項の登記官が作成した電子証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が定める電子証明書

- 4 知事が別に定めるところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を次条第1項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

- 5 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする(副本又は写しを正本と併せ必要とする場合を含む。)申請等について、第1項の規定により当該複数の書面等のうち1通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他

の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

(電子情報処理組織)

第4条 情報通信技術活用条例第5条第1項の規則で定める電子情報処理組織は、知事等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機(知事等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続することができ、正常に通信することができる機能を備えたものに限る。次項において同じ。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2 情報通信技術活用条例第6条第1項の規則で定める電子情報処理組織は、知事等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第5条 情報通信技術活用条例第5条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、前条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第3条第3項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術活用条例第6条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、前条第2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に添付する措置とする。

3 情報通信技術活用条例第8条第3項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付する措置とする。

(情報通信技術による手数料の納付方法)

第6条 情報通信技術活用条例第5条第5項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、第3条第1項及び第2項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當であると認められる部分がある場合等)

第7条 情報通信技術活用条例第5条第6項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると知事等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると知事等が認める場合

2 前項の場合において、申請等のうちの電子情報処理組織を使

用する方法により行うことが困難又は著しく不適當であると認められる部分の提出は、電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行った日から1週間以内にしなければならない。

3 情報通信技術活用条例第6条第5項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をすべき事情があると知事等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると知事等が認める場合

4 前項の場合において、処分通知等のうちの電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當であると認められる部分について、あらかじめ当該処分通知等を受ける者に明示するものとする。

(電子情報処理組織による処分通知等の手続等)

第8条 知事等は、情報通信技術活用条例第6条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

2 知事等は、前項の規定により処分通知等を行う場合であって当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

3 書面等により行われた場合に携帯すべきこととされている処分通知等が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、当該処分通知等に係る電磁的記録を電磁的記録媒体に記録するとともに、当該電磁的記録を当該電磁的記録媒体から再生し、かつ、当該処分通知等を行った者が電子署名を行ったものであることを確認することができる機器と共に当該電磁的記録媒体を携帯しなければならない。ただし、知事等が指定する方法により当該処分通知等を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

4 書面等により行われた場合に返納その他知事等への返還が求められている処分通知等が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、知事が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

5 前項の場合において、処分通知等の返納その他知事等への返還を行うときは、当該処分通知等に係る電磁的記録を処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去しなければならない。

(電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第9条 情報通信技術活用条例第6条第1項ただし書の規則で定

める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第4条第2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う識別番号及び暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の知事等が定めるところにより行う届出

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事等が定める方式
(電磁的記録による縦覧等の方法)

第10条 知事等は、情報通信技術活用条例第7条第1項の規定に基づき電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用する方法、知事等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。
(電磁的記録による作成等の方法)

第11条 知事等は、情報通信技術活用条例第8条第1項の規定に基づき電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により行うものとする。
(適用除外の手続等)

第12条 情報通信技術活用条例第9条第1号の規則で定める手続等は、次に掲げるものとする。

(1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると知事等が認めるもの

(2) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があると知事等が認めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと知事等が認めるもの

2 知事は、前項に規定する手続等について、あらかじめ根拠となる条例等の題名及び条項を告示するものとする。

(添付書面等の省略)

第13条 情報通信技術活用条例第10条の規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、情報通信技術活用条例第10条の規則で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、情報通信技術活用条例第10条の規則で定める書面等及び当該書面等の区分に応じ定める措置については、知事が別に定める。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、知事等が所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は、令和4年1月4日から施行する。

規 則

◎ 高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則